

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 農業委員会等に関する法律に基く代表者会議の区域の変更
- 結核予防法による医療機関の指定
- 健康保険被保険者証の無効
- 自衛官（陸、海、空）の採用試験の期日等
- 土地改良事業計画の縦覧
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 交差点における内小廻の指定

## 告示

### 鳥取県告示第三百五十八号

昭和二十九年九月鳥取県告示第四百六十九号（農業委員会等に関する法律に基く代表者会議の区域について）の一部を昭和三十年七月一日次のように改めた。

昭和三十年七月二十六日

鳥取県知事 遠藤 茂

名称及び区域（委員会）中

「八頭西部」 国英村、河原町、八上村、西郷村、散蚊村、大村、用瀬町、佐治村、社村

を

「八頭西部」 河原町、用瀬町、佐治村」に

「気高」 宝木村、逢坂村、勝谷村、小鷺河村、鹿野町、瑞穂村、浜村町、酒津村、青谷町、日置村」を

を

「気高」 気高町、鹿野町、青谷町」に

「由良川」 灘手村、北条町、栄村、由良町、大誠村」を

を

「由良川」 北条町、由良町、大栄町」に

を

「船山」 東伯町、赤碕町、中山村」に

「箕蚊屋」 大幡村、栗村、春日村、大高村、日吉

津村、大和村」を  
 「箕蚊屋」 栗村、春日村、大高村、日吉津村、大和村、岸本町」に  
 「西伯南部」 天津村、大田村、法勝寺村、上長田村、賀野村、手間村、幡郷村、東長田村」を

「西伯南部」 西伯町、会見町」に  
 「口日野」 構口町、八郷村、根雨町、江府町」を  
 「口日野」 溝口町、根雨町、江府町」に  
 「奥日野」 黒坂町、大宮村、阿毘縁村、山上村、多里村、福栄村、石見村、日野上村」を

「奥日野」 黒坂町、高宮村、多里村、福栄村、石見村、伯南町」に改める。

鳥取県告示第三百五十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十年七月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

名称	所在地	管轄保健所
藤崎医院	鳥取市本町四丁目十五番地	鳥取保健所
東郷湖畔診療所	東伯郡東郷町字松崎	倉吉保健所

鳥取県告示第三百六十号

昭和三十年六月三十日まで交付した健康保険被保険者証は同年七月三十一日更新（書替）交付のため昭和三十年八月一日から無効とする。

昭和三十年七月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百六十一号

自衛官（陸上、海上、航空）の欠員補充に伴う第二回試験の試験期日及び試験場を次のとおり決定したから自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十七

条の規定により告示する。

昭和三十年七月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 試験日時及び試験場  
 試験場 試験場の位置 試験日時  
 米子 米子市兩三柳米子 昭和三十年八月一日、二日  
 試験場 駐とん部隊 午前八時三十分から  
 鳥取 鳥取市東町 八月四日  
 鳥取北中学校  
 倉吉 倉吉市仲町 八月六日  
 成徳小学校

鳥取県告示第三百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、中野土地改良区から新たな土地改良事業を行うことについての認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年七月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称  
 土地改良事業計画書の写  
 二 縦覧の期間  
 昭和三十年七月二十七日から同年八月十五日まで  
 三 縦覧の場所  
 倉吉市役所  
 四 異議の申立  
 利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十四号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十年七月二十六日

